

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾手続きについて

大 阪 市

1 対象

大阪市が発注する工事請負契約で、出来高が2分の1以上のもの（複数年度工事にあつては、最終年度であつて、かつ年度内に終了が見込まれる工事又は債権譲渡の承諾申請時点において次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事を対象）

ただし当該請負工事の入札において、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外

2 債権譲渡の承諾依頼に必要なもの

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3通
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書（停止条件付の債権譲渡契約証書）の写し 1通
 - ・様式：「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号。）に定める様式3
- (3) 支払状況・支払計画書の写し 1通
- (4) 工事履行報告書（様式2） 1通
- (5) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3カ月以内のもの） 各1通
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通
 - ・約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示してください。
- (7) （一財）建設業振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通
- (8) 債権譲受人の債権者登録申請書 1通

3 債権譲渡の承諾依頼の提出先

各工事の代金支払担当者にご相談ください。

4 ご注意

- (1) 債権譲渡の承諾依頼を提出されるまでに「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準」をよくお読みください。
- (2) 承諾まで2週間程度かかりますので、余裕をもって依頼してください。
- (3) 承諾以降、請負者（債権譲渡人）は当該工事の請負代金を請求できなくなります。

5 その他

- (1) 債権譲渡の承諾依頼を提出されるまでに、地域建設業経営強化融資制度の内容をよく熟知しておいてください。
- (2) 地域建設業経営強化融資制度の内容については、本制度に係る融資を実施している事業協同組合等若しくは保証事業会社、又は大阪市契約管財局契約部契約制度課（Tel 06-4395-7141）にお問い合わせ下さい。
なお、承諾依頼に関することは、融資を実施している事業協同組合等や承諾依頼書の提出窓口（上記3）にお問合せください。
- (3) 本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれかを選択して利用することができます。
- (4) 本制度の趣旨に鑑み、下請負人等への支払に支障をきたさないように留意してください。また、下請契約に関する建設業法等関係諸法令及び建設工事に従事する労働者に関する労働基準法等労働関係諸法令等を遵守し、適正な工事施工をしてください。

以上